

# 確定申告自分で書いてお早めに!

## 確定申告の相談および

### 申告書の受付

平成16年分の所得税の確定申告の相談および

申告の受け止め、

**2月16日(水)～3月15日(火)まで**

申告書は郵送等により提出することができます。  
※七尾税務署では、閉庁日（土・日・祝日等）は  
相談および受付は行つておりません。

インターネットで  
いつでも！ 簡単に！  
基本的な計算誤りなく！

所得税の確定申告書が作成できます。

☆所得税の青色申告決算書・収支内訳書、  
消費税の確定申告書も作成できます！



金沢国税局のホームページ  
(http://www.kanazawa.nta.go.jp) では、申告書を作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を開設しています。

「金沢国税局ホームページ」→「確定申告等情報」

→「確定申告書等作成コーナー」で利用できます。  
パソコンの画面にしたがつて金額などを入力する  
ことで自動計算し、ご自宅のカラープリンタで  
確定申告書が印刷できます。

印刷した確定申告書等は、押印の上、添付書類

とともに税務署に提出してください。  
※電子申告・納税システムではありませんので、  
ご注意ください。

## 農業所得の申告は収支計算で

### ●農業所得標準(お知らせ)の廃止

これまで、確定申告の「目安」として利用されていました。「農業所得標準」(お知らせ)は、平成16年分を最後に廃止されます。

平成17年分より、すべての農業所得は、その年の収入金額から必要経費を控除して所得金額を算出する「収支計算」により申告することになりました。

●初めて収支計算をされる方へ  
平成17年1月から、農業所得の収支計算に必要な書類の保管、取引等の記録が必要になります。

●収支計算による申告は1年でも早く  
農家の方には、収支計算に慣れていただくためにも「平成16年分から収支計算による申告」をお勧めします。

※お問い合わせは  
七尾税務署 ☎ 52-33381(代)



- 配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されました。
- 配偶者の合計所得金額が38万円以下（給与収入103万円以下）の場合は適用がなくなりました（控除額0円）。
- 配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満（給与収入103万円超141万円未満）の場合は、前年までと同様に適用があります。